



徳島弁護士会  
Tokushima Bar Association  
※本リーフレットは配布・謄写自由です。

- 被災者特有の問題を知りたい・・・→①へ
- お金の支援制度 (給付・貸付)・・・→②③へ
- 住宅の修理・再建の支援制度・・・→④へ
- 仮設住宅・公営住宅・・・→⑤へ
- 個人が抱えるローンの悩み・・・→⑥へ
- 子ども・教育の支援制度・・・→⑦へ
- 雇用・事業の支援制度・・・→⑧⑨へ
- 税金・保険料などの減免制度・・・→⑩へ

詳しくは、各制度の ( ) 内に記載された窓口等にてご相談下さい。

# 被災者支援チェックリスト

2019年10月版

フローに沿って支援情報をチェック

- ## ① 災害時特有の制度・問題
- **り災証明書とは**  
市町村が発行窓口となる。地震・水害等による家屋被害の程度(全壊、大規模半壊、半壊の一部)を証明するもの。各種支援金・被災金の申請に必要です。生命保険・損害保険の請求には原則不要です。被害証明のため可能な限り屋外の写真を撮ることも推奨します。
  - **応急危険度判定とは**  
全壊等の二次被害防止のため、緊急に建物の危険性を診断し、危険な箇所を修繕し、安全な状態にする(緑)などのマークが貼られます。生命保険・損害保険認定とは異なる制度です。赤(危険)に至るまで認定できません。
  - **権利証や健康保険証などの紛失**  
不動産の権利証、預金通帳、実印などを紛失した場合、健康保険証が手元になくても、氏名・生年月日等から、土地の境界の特定に役立ちますので、可能であれば土地の境界の特定に役立ちます。
  - **運転免許証の有効期間延長**  
特定非常災害に指定されれば、免許証の有効期間が延長される場合があります。紛失の場合は、運転免許センターや警察署で再交付手続を。
  - **阪東手続 (運輸局・運輸支局)**  
津波で自動車申請が完了してしまっ場合、手続を緩和して申請登録申請ができる場合があります。運輸局、運輸支局に相談を。

- ## ② お金の支援制度 (借りられる)
- **災害申請金法による貸付 (市町村)**  
災害支援資金制度 (負傷・住家被害 最大 350 万円)  
緊急生活補給金 (貸付) (市町村)
  - **災害申請金法による給付 (市町村)**  
災害申請金 (遭災に最大 500 万円)  
災害陣支金 (重傷・後遺障害者に最大 250 万円)
  - **義援金 (各自自治体)**  
義援金の内容、程度、自治体により異なります。申請書で、り災証明書が必要になることも。
  - **生活保護 (都道府県・市町村)**  
避難所等の避難先での申請が可能です。が原則です。義援金や給付金等は収入認定されられないのが原則です。

- ## ④ 住宅の修理・再建の支援制度
- **被災者生活再建支援法 (都道府県・市町村)**  
基礎支援金 (全壊等 100 万円)、加算支援金 (住宅建設・購入 200 万円、補修 100 万円、貸借 50 万円)  
※貸付金も対象。使途の制限はありません。  
※単身世帯は 4 分の 3  
※加算支援金 (補修) の受給が災害公営住宅の入住資格を失う可能性があります。
  - **災害救助法の応急修理 (都道府県・市町村)**  
応急修理補助 (59 万 5000 円等 /2019 年基準)  
※ただしこの制度別用で仮設住宅の入居資格を失う可能性があります。
  - **公営解体 (市町村)**  
大規模災害時、全半壊家屋は公営 (無償) で解体してもらえ、再建することがあります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために被災地区別特定 (日本建築防災協会・有料) の利用も検討を。
  - **生活福祉資金貸付制度による住宅修繕費貸付 (社協)**  
250 万円以内 (無利息) 所得要件等あり。  
母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付 (自治体の福祉事務所) 住宅の補修等について 200 万円以内で貸付。
  - **建設・購入の災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構等)**  
半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。
  - **修理の災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構等)**  
り災証明書を交付された方が住宅修繕の際に利用できる融資制度。
  - **自治体独自の支援策**  
能登半島地震の新築時支援金、能本地震での被災したのり面、擁壁、地盤復旧への補助など多数事例あり。自治体からの情報に注意を。

- ## ⑩ 税金・保険料などの減免制度
- **グループ補助金**  
(中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業 (都道府県) 複数の中小企業で構成したグループが復興事業計画を作成し、認定を受けることで設備・施設の復旧・整備について補助を受けることができます。
  - **地方税の減免・猶予 (都道府県・市町村)**  
住民税、固定資産税などが対象。
  - **国税の減免・猶予 (税務署)**  
申告期限の延長、納税猶予、予定納税滞り、源泉所得税等の徴収猶予、所得税の軽減など。
  - **医療保険・介護保険 (健保組合・市町村等)**  
保険料や窓口負担減免の制度があります。
  - **公共料金、使用料、保育料、放送受信料など**  
(都道府県・市町村、関係事業者)  
災害時の特別措置がとられる可能性があります。

- ## ⑧ 雇用関係の支援制度
- **労災保険の支給**  
労働者が仕事時や通勤中に、地震・豪雨等により建物に崩壊したことが原因となっており、被災者は、労災保険の給付を受けられます。
  - **雇用調整助成金 (ワークシェアリング)**  
災害による一時的休業等の場合、各種給付や雇用保険の基本手当の支給を受けられます。
  - **未払賃金立替払制度 (労働審判・労働組合同済安全機構)**  
労務者が倒産した場合に未払給与や退職金ののを受けられます。
  - **事業関係の支援制度**  
    - **雇用調整助成金 (労働局・ハローワーク)**  
地震・豪雨等に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされ、労働者が休業手当を支払った場合に一定の助成金を受け取れる場合があります。
    - **小規模事業者経営改善資金 (マル経融資) (商工会議所・商工会)**  
商工会議所等の経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保で行う融資。
    - **農林漁業者に対する資金貸付 (日本政策金融公庫等)**  
災害復旧貸付 (日本政策金融公庫、商工会) 等による被害を受けた中小企業等の事業所復旧のための資金貸付。
    - **セブティネット保証・災害関係保証 (信用保証協会)**  
一般保証とは別枠で保証。無担保 8000 万円、最大 2.8 億円。

- ## ⑦ 子ども・教育の支援制度
- **幼稚園の就園奨励費 (都道府県・市町村)**  
入園料・保育料の減免、給食費・教材費、通学用品を支給。
  - **特別支援学校等への就学奨励費 (都道府県)**  
市町村・学校  
通学費、学用品等を援助。
  - **小中学生の就学援助措置 (都道府県・市町村)**  
学校  
学校に必要ない学習用品、教科書、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。
  - **高等学校授業料等減免措置 (都道府県)**  
市町村・学校  
授業料、受講料、入学料、受験料の減免、猶予。
  - **大学等授業料等減免措置 (各学校)**  
学校により異なりますが、授業料等の減免、猶予があります。
  - **国の教育ローン (日本政策金融公庫等)**  
入学資金、在学資金等の融資。一人あたり 350 万円以内。

- ## ⑨ 貸付・減免・返済制度
- **被災者生活再建支援法**  
貸付金 (最大 500 万円) 及び生活再建支援金 (最大 500 万円) 等の貸付金 (2019 年基準)  
※貸付金も対象。使途の制限はありません。  
※単身世帯は 4 分の 3  
※加算支援金 (補修) の受給が災害公営住宅の入住資格を失う可能性があります。
  - **被災者生活再建支援法**  
基礎支援金 (全壊等 100 万円)、加算支援金 (住宅建設・購入 200 万円、補修 100 万円、貸借 50 万円)  
※貸付金も対象。使途の制限はありません。  
※単身世帯は 4 分の 3  
※加算支援金 (補修) の受給が災害公営住宅の入住資格を失う可能性があります。
  - **災害救助法の応急修理 (都道府県・市町村)**  
応急修理補助 (59 万 5000 円等 /2019 年基準)  
※ただしこの制度別用で仮設住宅の入居資格を失う可能性があります。
  - **公営解体 (市町村)**  
大規模災害時、全半壊家屋は公営 (無償) で解体してもらえ、再建することがあります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために被災地区別特定 (日本建築防災協会・有料) の利用も検討を。
  - **生活福祉資金貸付制度による住宅修繕費貸付 (社協)**  
250 万円以内 (無利息) 所得要件等あり。  
母子父子寡婦福祉資金の住宅資金貸付 (自治体の福祉事務所) 住宅の補修等について 200 万円以内で貸付。
  - **建設・購入の災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構等)**  
半壊以上の被害で住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。
  - **修理の災害復興住宅融資 (住宅金融支援機構等)**  
り災証明書を交付された方が住宅修繕の際に利用できる融資制度。
  - **自治体独自の支援策**  
能登半島地震の新築時支援金、能本地震での被災したのり面、擁壁、地盤復旧への補助など多数事例あり。自治体からの情報に注意を。

点線に沿って切り取り、折りたたんで平時から携行を

この被災者支援情報のチェックリスト集は、配布・謄写自由です。個人・団体問わず周囲に積極的に配布し、平時から備えることで、災害時に支援制度を確実に利用し、災害からの復旧・復興につなげて下さい。



内閣府の被災者支援情報ページ



内閣府作成のリーフレット (各種制度を詳しく解説 H30.11.1 版)